

ベンゼン超過事案を受けたPCB処理事業の対応について

これまで施設の操業を全面的に停止していた北九州 PCB 処理事業のうち、安定器の処理については、事業会社、国、本市による安全確保体制の再構築がなされ、処理の安全性が担保されると判断した。このため、JESCO に対して安定器等を処理するプラズマ溶融炉について操業を再開することを認めた。

【経緯】

○ 昨年 10 月の北九州 PCB 処理事業における排気中ベンゼン超過事案を受け、二度とこのようなことを起こさないよう、事業会社（JESCO）、国（環境省）、本市がそれぞれ再発防止策を講じ、安全確保体制の再構築を図ることとされた。

○ まず、設備改良を要しない安定器等汚染物の処理設備（プラズマ溶融炉）の試運転を行う中で、事業会社の各再発防止策が実際に機能しうることを確認した。

(1) 運転会社への指示書や日報等の見直しや業務フローが見直され、指示内容の進捗状況や履行確認をはじめ日常管理が徹底され、毎日の操業時のリスク情報がつぶさに共有されるようになった。

(2) また、ヒヤリハット事例や軽微なトラブルを含め全てのリスク情報が、毎月、事業会社・運転会社間で市の立会いの下共有され、これらを踏まえ重大なトラブルを防止するための予防策等が協議・実施されるようになった。

(3) 全ての設備・運用案件がチェックされ、事業所に配置された本社の環境安全監査職が現場で監査を行うなど、新たな社内ルールに基づき漏れなく環境安全審査が履行される仕組みが機能するようになった。

(4) さらに、ガバナンス・コンプライアンス確保のため、内部統制監査チーム、第三者委員会による二重三重のチェックが計画・実施されるようになった。

(5) 社員の安全意識・リスク管理の醸成、施設立地経緯や地元の要請・約束など事業の社会的な位置づけの理解等に係る教育・研修が計画・実施されるようになった。
等

○ また、国の再発防止策についても、同様に、實際上機能しうることを確認した。

(1) ガバナンス・コンプライアンスはじめ、事業会社の再発防止策の検討・実施プロセスに立案段階から参加・参画し、対策内容についてきめ細かく指導・助言するとともに、計画策定後も、事業会社内部に新たに設置した外部有識者により構成された第三者委員会にも参画することで、対策内容が有効になるよう監督されるようになった。

(2) 本社及び北九州 PCB 処理事業所への立入検査を行い、設備の稼働状況や日常管理面やガバナンス・コンプライアンス関係など再発防止策の取り組み状況について定期的に確認され、再発防止策が真に実効性のあるものとなるよう指導監督をするなど必要に応じて是正されるようになった。

(3) 事業会社や本市を含め三者での再発防止策の履行状況の確認・共有を主導するなど、安全確保体制の維持構築に向けてリーダーシップが発揮されるようになった。
等

○ さらに、本市においても、上記の試運転期間を通じて、強化した監視指導体制が実務的に機能することを確認した。

- (1) 抜き打ちによる立入検査を継続的に実施し（試運転期間中では8回）、運用の改善を指導するなど、立入検査・報告徴収の強化により設備・運用両面のチェックをきめ細かく行えるようになった。
- (2) 事業会社・運転会社との協議に毎月参加し、ヒヤリハット事例や軽微なトラブルなど全てのリスク情報を現場から直接収集・把握するとともに、現場の課題や中長期的な安全確保策の検討状況も把握・指導できるようになった。
- (3) 試運転中のプラズマ溶融炉の排ガス測定を行い、全ての項目について協定値の範囲内であることを確認したなど、行政測定の頻度を上げ自らも測定分析を行うことで、早期の異常発見やきめ細かい傾向管理を入念に行えるようになった。
- (4) 試運転期間中にPCB処理監視会議委員による立入りをを行い、設備の稼働状況や再発防止策の取組状況について確認し、細かな操業状況について説明を求めるなど、平時から専門家・市民の目線から現場に問題が起きていないか定期的にチェックがなされるようになった。
- (5) 環境コミュニティセンターを活用し、操業状況や環境モニタリング結果を最新データに更新、PCB処理事業の経緯や現状が一連で詳しく理解できるよう、PCB処理監視会議などの資料を閲覧できるよう設置した。今後も市民の声も踏まえ、PCB処理に関する情報提供を充実していく。
- (6) これら再発防止策の担保として、新たに安全操業を常時確認するため業務日報等の資料も提出を求めるほか、排ガス測定の結果が協定値や管理目標値未満であっても異常を検知した場合はただちに報告を求めることとするなど、事業会社と締結している環境保全協定を改定した。等

○ 以上を総括すれば、事業会社、国、本市の三者が一体となった再発防止策が、実効性あるものとして機能する体制が整ったと言える。このため、安定器等汚染物の処理については、安全確保体制の再構築が現になされ、今後も事業会社、国、本市による各再発防止策が今後とも適切に履行されれば、処理の安全性は担保されるものと判断し、操業再開を認めた（4月28日）。

○ なお、残るトランス・コンデンサの処理については、昨年の事案の原因箇所である排気処理設備の改良工事が完了したところであり、今後、試運転を行いながら再発防止策がハード・ソフトともに実効的に機能するかをきめ細かにチェックし、処理の安全性が担保されるか慎重に判断していく所存。

(以上)